

「学校いじめ防止基本方針」

1 本校の基本方針

いじめは重大な人権侵害であり、決して許されない行為である。私たちは人権感覚を磨き、いじめを絶対に許さない学校を目指す。いじめはどこにでも起こり得ると考え、予防・早期発見に努める。いじめが発生した場合は解消するまで取り組み、その後も再発をさせないように、見逃さないように見守る。

2 学校の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

- ① 基本方針を策定し、ホームページ等にて公開する。また予防策(児童生徒会を中心とした活動や職員のいじめ防止に関する研修など)を実行する。年度末の職員における内部評価において検証を行う。
- ② 管理職、生活指導部、養護教諭、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員、各学年主任を「いじめ防止対策委員」として常設する。**管理職、主幹教諭によって情報共有する会議を毎朝行う。**重大事態への対応には、いじめ防止対策委員に加え、学校長を中心とし教育委員会や警察・児童相談所などの関係機関、専門家と連携した対策チームを設置する。

(2) いじめの防止

- ① 『命の教育』として学校教育活動全体で命の尊さを学び、様々な行事により人間関係構築能力・コミュニケーション能力等を育成する。情報モラル教育を推進し、ネット上のいじめ防止を図る。**SNS桜ルールを設定し、継続的に情報モラルの理解を進める。**道徳授業等の充実を通して他者を思いやる心を育み、お互いを認め合う学級・集団の形成を進める。
- ② 児童生徒会を中心とした、いじめ防止に対する呼びかけ、ポスター、標語などに取り組む。ふれあい月間を設け、児童生徒会での発表や呼びかけの場を作るなどいじめ防止に向けた取り組みを支援する。
- ③ いじめをしない、させない、ゆるさない学校を作るため、児童生徒も大人もいじめとは何かを認識し、学校全体でいじめから子どもを守る意識を共有できるよう啓発活動、いじめ防止に関する研修に取り組む。

(3) いじめの早期発見・早期対応

- ① いじめに関する調査やアンケートを定期的を実施する。また、休み時間や放課後での児童生徒を見守り、持ち物などの異変に気が付けるよう職員同士での連絡を密にし、情報を共有する。連絡ノートなどにより交友関係や悩みを把握するよう努める。
- ② 児童生徒が担任以外とも相談をできる環境をつくり、それを児童生徒に知らせる。スクールカウンセラーや養護教諭など、様々な場面で相談活動を行う。児童生徒が相談できる相手を選ぶことができる場を設定する。
- ③ いじめ対策の重要性について認識を広める。保護者会や学校だより、ホームページを活用する。道徳地区公開講座、情報モラル教室など命の大切さ、他者への思いやりを伝える場を共有し、児童生徒に対して多面的にいじめをさせない土壌作りをする。

(4) いじめへの対処

① いじめられる側の児童生徒への支援

身の安全を最優先に考え、プライバシーにも十分留意する。本人への聞き取りや、家庭への連絡などを丁寧に行う。児童生徒を守るという姿勢を伝え、カウンセリングマインドを持って話を聞く。家庭との連携を図り、寄り添い支える体制を作る。

② いじめる側の児童生徒への指導

いじめられる側との距離を取り、状況や背景などをできるだけ把握できるよう全力を尽くす。いじめであることを理解させ、自分の行動に対して自ら反省できるよう促す。家庭との連携を図り、再発防止に向けた再出発を目指す。

③ いじめの周囲の児童生徒の心理を把握した指導

見て見ぬふりがいじめを助長し、時にはいじめる側にもなり得ることを理解させる。いじめを知らせる勇気を持つよう伝える。いじめを知らせた生徒への配慮を行い、いじめ解決に向かうことができる集団を作れるよう指導する。

④ 情報の共有化と複数人でのいじめ防止対応

教職員一人が抱え込む事のないようにいじめ防止対策委員会への報告・相談の機会を作る。いじめは謝罪で終わりではない。いじめられた側もいじめた側も、その周囲も含めて、新たな関係に踏み出す事ができなければならない事を教職員全体で共通理解する。

⑤ 重大事態の発生に対して

重大事態が発生した場合は直ちに関係諸機関に報告し、管理職を中心とした協力体制を整える。まず、全ての児童生徒の身の安全を確保し、様々な面から状況把握に努める。関係する職員、児童生徒からの聞き取りや指導に関する記録の確認など、これまでの経緯を把握する。全ての児童生徒が落ち着いた学校生活を取り戻せるよう支援し、体制作りに努める。

⑥ ネットいじめに対して

個人情報をインターネット上に載せることは人権侵害であり、犯罪であることを児童生徒に確認し、情報モラル教育、メディアリテラシーとして指導する。掲示板、ブログ、サイトなどの管理者やプロバイダへの削除依頼、場合によっては警察など外部機関との連携を視野に入れながら状況の把握に努める。教師を含め、大人に最も見えにくい部分であり、児童生徒からの報告・相談や家庭からの連絡・協力がなければ問題を把握することも難しい。発生予防のために利用の仕方や家庭でのルール作りを保護者へも啓発し、理解と協力を求める。

⑦ 保育園・幼稚園・小学校との連携、進級時の対応

卒園、卒業時における情報を学年集団との関係を考慮して聞き取る。小中一貫教育校として各学年の進級において、いじめに関する調査からの情報も適切に扱う。

(5) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検

学校いじめ防止基本方針が機能しているかを学校いじめ防止対策委員会が点検し、見直す。その際には定期的ないじめに関する調査結果を参考にし、いじめ問題に取り組んでいるか確認する。また、児童生徒や保護者、教職員に対するアンケート調査などによって学校いじめ防止基本方針やいじめ防止対策委員の活動について評価し、その結果を参考に改善する。